

議会規定

第1章 総則

第1条 この規定は愛知県立春日井西高等学校生徒会会則第6章及び、付則第35条に基づき、議会及び議会の運営に関する細則を定めたものである。

第2条 この規定は議会に参加する者の役割と権利を明確にし、議会の運営が能率的に行われることを目的とする。

第2章 議会

第3条 定例議会は原則として隔週1回開く。会長が必要と認めた場合、または総議員の1/4以上の連署をもって会長に請求のあった場合には臨時議会を開くことができる。

第4条 議会は総議員の2/3以上の出席がなければ議会を開き議決することができない。ただし3年生の3学期の出席は義務づけない。

第5条 議会は昼放課に開き、放課後開く場合は、原則として諸活動終了時刻までに終了する。

第6条 議会は閉会定刻に至った時、議長の発議により出席議員の過半数の賛成を得て30分延長できる。

第7条 第6条によって議会を延長しても採決が終了しない時は議長は原則として2日以内に審議を再開することを宣言し、休会とする。

第8条 議会における発言は議席において挙手し、議長の許可を得た後、または議長の指名を受けた後に行う。ただし、議事進行に関する異議申し立てはいかなる場合でも行うことができる。

第9条 発言は議会外にわたってはならない。

第3章 議題

第10条 議会は議題を討議し、採決しなければならない。

第11条

(1) 議会における議決は特別の場合をのぞいて、出席議員の過半数の賛成によって成立する。賛否同数の時は議長が決す。

(2) 次の場合には出席議員の2/3以上の賛成を必要とする。

① 議長不信任の議決

② その他、議長が必要と認めた場合

(3) 次の場合には総議員の2/3以上の賛成を必要とする。

① 校則改定の発議

第12条 本部は議案も議会に提出する。

第13条 議員は議会において3名以上の支持者を得て議案も提出できる。提出された議案は、出席議員の過半数の賛成者がなければ審議できない。

第4章 議長

第14条 議長は議会を代表し、議会の秩序を保持し、議事を進行させる。

第15条 採決の方法は挙手、記名、及び無記名投票の3種とし、議長が適宜これを採用する。

第16条 採決が終わったときは、議長はその結果を宣告する。

第17条 議長は生徒会総会の議長をかねる。

第18条 議長は常に公平な立場を守らなければならない。

第19条 議長は生徒会議会及び生徒会総会の成立を宣言する。

第20条 議長には職権として次のものが与えられる。

(1) 第12条及び第13条に示す以外の議案は却下できる。

(2) 議員より採決要求がなされない場合、採決を行うことができる。

(3) 議事進行妨害者に退場を命ずることができる。

(4) 議会が混乱し、議長の注意や制止も効果のない時、討議打切り、及び閉会宣言できる。

(5) 議決において賛否同数の場合、議長がこれを決する。

第21条 議会においてその開催中退席するものがあって、定数を欠いた場合は議長は流会を宣言しなければならない。

第22条 議長不信任案が提出された時、その採決が終わるまで議長はその職務を副議長にゆずらねばならない。

第23条 議長不信任案が可決された時、ただちに議長は解任され、議会は議長選出を行わなければならない。

第24条 議長は議事が終了した場合、閉会を宣言する。

第5章 議員

第25条 議員は議案の提出、発言及び議題の採決をする権利を有する。

第 26 条 議員は HR の意見を議会に充分反映させ、議会の決議事項を HR に報告しなければならない。

第 27 条 議員は議会において行った発言、及び評決について議会外でその責任を問われることはない。

第 28 条 議員が議会に出席できない場合、委任状を原則として議会開催の前日までに議長に提出しなければならない。

第 6 章 本部役員

第 29 条 本部役員は議題に関する発言権を有する。

第 30 条 本部役員は議案、議題の支持及び採決する権利を有しない。

第 7 章 参考人及び傍聴人

第 31 条 出席議員の過半数の支持があった時、参考人を出席させることができる。

第 32 条 参考人には発言権のみが与えられ、提案権、支持権、評決権は有しない。

第 33 条 生徒会会員は議会を傍聴することができる。ただし議場内では議長の指示に従わねばならない。

第 34 条 傍聴人は議場内において一切の発言権を有しない。

第 8 章 生徒会顧問

第 35 条 生徒会顧問は議会において発言権を有する。ただし提案権、支持権、評決権は有しない。

第 9 章 最終決定権

第 36 条 議会及び総会での決議事項は学校長の承認を得て成立する。

第 10 章 改正

第 37 条 本規定を改正するには、総議員の 2/3 以上の賛成を必要とする。

第 11 章 付則

第 38 条 本規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。